

日バス協技第39号

令和2年2月15日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から、始業点呼時の対応、体調不良が確認された際の対応及び従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の各運輸局への報告について別添のとおり要請がありました。

つきましては、新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について貴協会の会員事業者へ周知徹底方お願い致します。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

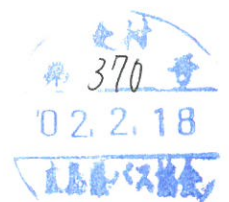
○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

担当：技術安全部（田中・横山）

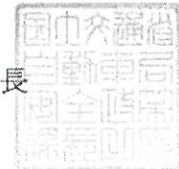
電話：03-3216-4015



国自安第 176 号  
令和 2 年 2 月 15 日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長



新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返していただいているところですが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

つきましては、下記の対策を検討し速やかに措置するよう、傘下会員に対して、指示をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告するよう併せて周知徹底をお願いします。

記

1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)